

エネトピアでんきサービス 重要事項・キャンペーンのご案内

- ・本説明書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
 - ・電気事業法第2条の13にもとづき、電気サービスの利用に関する供給条件の説明および書面の交付が、電子メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。
 - ・必ずご契約前にお読みください。
- ※本ご案内の記載情報は、2019年10月1日現在の情報です。
- ・サービス詳細および最新のご案内については【ホームページ <http://www.enetopia.jp>】をご覧ください。
- ※本書に記載されている料金については、特に記載のある場合を除きすべて税込金額を記載しております。

供給条件説明書

「電気サービス」全般について

本書では、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)がお客さまに電気を取引する際の重要事項を説明いたします。詳しくは電気サービス約款(以下、「電気需給約款」という)、電気料金プラン約款(以下、「プラン約款」という)をご確認ください。

1.お申込方法

- 両社所定の様式によって、以下のいずれかの方法により、申込みを受け付けます。
- (1)店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取交わりにより受け付ける方法
 - (2)提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法

2.使用開始の予定年月日

- (1)両社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始予定日は、以下のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知します。
 - 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。
 - 引越(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも電気の供給に関する契約がない状態で電気の使用を開始し、のちに両社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日とします。
- (2)両社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めて電気を供給いたします。

3.電気料金

- (1)従量電灯Aは以下のとおりです。(月額)

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	337円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

- (2)鳥取ガスグループ電気サービス契約IIは以下のとおりです。(月額)

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	227円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

- (3)鳥取ガスグループ電気サービス契約IIIは以下のとおりです。(月額)

電力量料金	
1キロワット時につき	25円78銭

最低月額料金	
1契約につき	1,650円00銭

- (4)鳥取ガスグループ電気サービス契約IVは以下のとおりです。(月額)

電力量料金		
デイトタイム:デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。		
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円96銭	37円21銭

ナイトタイム	
1キロワット時につき	18円21銭

ホリデータイム	
1キロワット時につき	18円21銭

最低月額料金	
1契約につき	1,650円00銭

- (5)鳥取ガスグループ電気サービス契約Vは以下のとおりです。(月額)

基本料金	
1契約につき最初の10キロワットまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	407円00銭

電力量料金		
デイトタイム:デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。		
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円68銭	30円62銭

ナイトタイム	
1キロワット時につき	14円87銭

ホリデータイム	
1キロワット時につき	14円87銭

※料金には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。(詳しくはプラン約款をご確認ください)

4.工事費等

スマートメーターや電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、託送供給等約款にもとづいて工事費負担金をお客さまに電気を提供することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた場合は、お客さまは小売電気事業者からの請求を踏まえた両社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を両社に支払うものとし、

5.その他ご負担いただく費用

- (1)お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、両社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2)お客さまから申し出があった場合、払込票(手数料330円/通・税込)を発行いたします。
- (3)お客さまから申し出があった場合、検針の結果等を書面(手数料165円/通・税込)で発行いたします。

6.供給電圧および周波数

- (1)供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- (2)周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

7.供給電力(量)の計測方法および料金調定の方法

- (1)使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、原則として30分単位で、一般送配電事業者が設置したスマートメーターにより計量します。
- (2)料金の算定期間は「1か月」とし、使用電力量の値にもとづき、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
- (3)料金の支払義務は原則として小売電気事業者から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。また、支払期限日は、一般送配電事業者が検針を行った日の属する月の翌々月末といたします。ただし、支払期限日が休日の場合には、その直前の休日ではない日を支払期限日といたします。

8.料金その他の支払方法

お客さまは、料金を口座振替またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、口座振替およびクレジットカード払いによる支払い手続きが完了するまでの料金は、振込票によりお支払いいただけます。また、両社は、領収書および支払証明書は、発行しないものといたします。

9.お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまと両社との契約にもとづき小売電気事業者がお客さまへ電気を供給するために託送供給等約款にもとづき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に以下のようなお客さまがお守りいただく事項等がございます。

- (1)需要場所への立入りによる業務の実施
両社または小売電気事業者が需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者からその立入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (2)電気の使用にとまなうお客さまの協力
お客さまの電気の使用が、一定の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設し、とくに必要がある場合には、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (3)施設場所の提供
一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さまが求められた場合、およびお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。
- (4)供給設備の工事費等の負担
お客さまに電気計器その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用を負担いただきます。
- (5)保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知するものとします。

10.契約期間

需給開始日から同日が属する年度の末日までといたします。

11.契約更新に関する事項

需給契約の終了または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。

12.契約変更・解約に伴う費用

お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に需給契約を解約する場合において、小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、小売電気事業者からの請求を踏まえた両社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を両社に支払うものとします。

13.お客さまからの申し出による契約の解約

- (1)他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (2)引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめ電気の使用停止日を定めて、両社所定の方法(インターネット・書面等)によって、両社に通知していただきます。

14.両社からの契約の解除

両社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解除することがあります。

- (1)支払期限日の翌々月末(支払期限日の翌々月末が休日の場合は、その直前の休日でない日とします。)を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合
- (2)両社とその他の契約(すでに消滅しているものを含まず。)の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- (3)この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務(違約金、工事費負担金等)について、お支払いがない場合
- (4)両社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
- (5)両社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替やクレジットカード払いの申込内容に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申込手続きを完了できない場合
- (6)一般送配電事業者により電気供給を停止されたお客さまが両社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (7)お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合

15.約款の変更手続きについて

- (1)両社は、電気需給約款またはプラン約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2)電気需給約款またはプラン約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他両社が適当と判断した方法(以下、「両社が適切と判断した方法」という)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - 契約締結後の書面交付を行う場合には、両社が適切と判断した方法により行い、両社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3)電気需給約款またはプラン約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

16.その他

- (1)両社は、取次業者としてお客さまと需給契約を締結しますが、実際の電気の供給は、小売電気事業者により行われます。
- (2)両社と小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合(両社の責めに帰すべき事由による場合で、小売電気事業者が自らお客さまと需給契約を締結することを希望した場合を除きます。)何らの行為を要することなく、ただちに、需給契約にもとづく電気の供給の主体が両社に変更となります。
- (3)両社と需給契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者または両社以外の取次業者(以下、「旧事業者」という)との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、両社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、両社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。
- (4)現在の電力会社との契約で、既に免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、両社窓口までお問い合わせください。
- (5)両社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況(既に消滅しているものを含み、両社および両社の媒介、代理先とその他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。)その他やむをえない理由がある場合および両社が適当でないとした場合には、お客さまの需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
 - 取次業者お問い合わせ先
名称:鳥取瓦斯株式会社
電話番号:0570-04-8810
平日・休日問わず 9:00~19:00
 - 名称:鳥取瓦斯産業株式会社
電話番号:0570-04-8810
平日・休日問わず 9:00~19:00

○小売電気事業者お問い合わせ先

名称:株式会社とっとり市民電力 小売電気事業者登録番号:A0165

電話番号:0570-04-8844

平日・休日問わず 9:00~17:00

キャンペーンのご案内

鳥取ガスグループ電気料金割引プラン(1)

本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。

<対象サービス>

鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅱ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅲ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅳ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅴ

<適用条件>

・対象サービスを3年間継続利用すること

<キャンペーン内容>

・対象サービスの月額サービス料金から165円(税込)を割り引きます。

<契約の期間>

・3年

<解約金>

・5,400円

<解約金の適用除外>

・契約者が起算日から3年を経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合

・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※)

(※)転居等を確認できる書類の提出が必要となります。

<注意事項>

・本サービスは36か月間の定期契約です。解約のお申し出がない限り、36か月ごとの自動更新となります。

・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

鳥取ガスグループ電気料金割引プラン(2)

本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。

<対象サービス>

鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅱ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅲ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅳ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅴ

<適用条件>

・新たに対象サービスの提供を受けること

・対象サービスを3年間継続利用すること

<キャンペーン内容>

・対象サービスの月額サービス料金から330円(税込)を割り引きます。

<契約の期間>

・3年

<解約金>

・10,800円

<解約金の適用除外>

・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※)

・両社がやむを得ない事由と判断する場合

(※)転居等を確認できる書類の提出が必要となります。

<注意事項>

・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

鳥取ガスグループ電気料金割引プラン(3)

本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。

<対象サービス>

鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅲ

<適用条件>

・両社との需給契約を3年以上継続していること

・対象サービスを1年間以上ご利用していること

<キャンペーン内容>

・対象サービスの月額サービス料金から330円(税込)を割り引きます。

<契約の期間>

・3年

<注意事項>

・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

・契約の期間内に対象サービスから他のサービス(従量電灯A、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅱ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅳ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅴ)に変更した場合、本プランの適用を停止いたします。

定期契約プランに関する注意事項

各種キャンペーンの中には、数年間同一のサービス契約を継続して利用することが条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となるものがあります。更新後を含む契約期間内での解約時には、各キャンペーン規約に定められた解約金がかかるものがあります。

クーリング・オフのお知らせ

お客さまが、特定商取引に関する法律における訪問販売または電話勧誘によりご契約された場合、契約締結後にご送付する書面を受領した日を含む8日間は、書面によりお申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)をすることができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

お問い合わせ先

enetopia

680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6

鳥取ガス株式会社: ☎0570-04-8811 鳥取ガス産業株式会社: ☎0570-04-8822 平日・休日問わず 9:00~19:00 / エネトピアでんきサポートセンター: ☎0570-04-8810 平日・休日問わず 10:00~20:00

●内容は2019年10月1日現在のものです、予告なく変更される場合があります。